

平成24年度施策に関する事後評価書（案）  
（修正箇所）

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省24-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	既にもその影響が顕在化しつつある、人類共通の課題である地球温暖化対策の解決のため、世界で共有されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるという目標を視野に入れ、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に対応できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に対応できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	728,401	498,993	494,636	450,888
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	728,401	498,993	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	678,188	455,210	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	1 温室効果ガスの排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値
		2年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	62年度
		12億6,100万	12億8,100万	12億700万	12億5,800万	13億800万		2億1,180万
	年度ごとの目標値	-						
	2 世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	年次会合(オックスフォード)	-
	年度ごとの目標値	-						
	3 気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
-		「気候変動への賢い適応」の策定	温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	-	
年度ごとの目標値	-							

<p style="text-align: center;">施策に関する評価結果</p>	<p style="text-align: center;">目標の達成状況</p>	<p>○従来、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)においては、国連気候変動枠組条約下の京都議定書に基づく削減約束に対応して、「京都議定書目標達成計画」を策定することとされていたが、平成24年末をもって京都議定書第一約束期間が終了し、同計画に基づく取組も平成24年度末をもって終了した。我が国は、京都議定書第二約束期間(平成25～32年)には加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む。このため、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による「地球温暖化対策計画」の策定等の措置を規定した「地球温暖化の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を平成25年3月に閣議決定し、国会に提出した。なお、同法案は、同年5月に公布・施行(一部を除く)された。</p> <p>○平成25年3月15日に、地球温暖化対策推進本部において「当面の地球温暖化対策に関する方針」を決定し、2020年までの削減目標については、同年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととした。また、その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同合会を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行うこととした。さらに、この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画」の案を作成し、閣議決定することとした。</p> <p>○世界全体で低炭素社会の構築を推進するために、平成20年のG8環境大臣会合の議論を踏まえ、低炭素社会研究の推進と政策への反映を目的とした国際的な研究機関のネットワークである「低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)」が平成21年に発足し、現在は、G8加盟国を中心に7カ国の16研究機関が参加している。平成24年度は、9月に第4回年次会合をオックスフォード(英国)で開催した。また、アジア地域においても同様の低炭素社会研究に係るネットワークを構築すべく、平成24年4月に開催された東アジア低炭素成長パートナーシップ対話の際に「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を立ち上げ、地域の能力開発への貢献と域内各国の研究者のネットワーク化を進めた。</p> <p>○国内における温暖化の影響と適応策に関する科学的知見を取りまとめたパンフレット『適応への挑戦2012』を平成23年度に、また、日本を中心とする近年の気候変動の現状と将来の予測及び気候変動が及ぼす影響について体系立てて整理した『気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート』を平成24年度に作成・公表した。これらの作成・公表、及び地域セミナーの開催を通じて、<b>国や地域レベルでの「気候変動に柔軟に適応できる社会づくりの促進」に資するよう、日本国内の温暖化による影響や適応に係る普及啓発を行った。するなど、国内における温暖化の影響と適応に係る普及啓発に努めた。</b>アジア太平洋地域においても、前年度に引き続き、域内各国の適応関連の情報共有及び能力開発のためのネットワークである「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク(APAN)」に主導的な立場で参加し、適応に係る我が国の知見やノウハウの情報発信を行い、域内各国の能力開発の支援を行った。また、平成25年3月には、第3回アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、適応に係る知見の共有等を促進した。</p>
	<p style="text-align: center;">目標期間終了時点の総括</p>	<p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされている。今後は、2013年度以降の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年5月に改正された同法に基づき、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標を含む「地球温暖化対策計画」の策定に向け、長期的展望に立った検討を急ぐ必要がある。</p> <p>○世界全体で低炭素社会を実現するためには、各国が参加する研究ネットワーク活動による低炭素社会研究の促進と、研究成果の政策への反映が重要である。このため、平成25年度以降も、引き続きLCS-RNetによる取組を進めるとともに、経済成長に伴う温室効果ガスの排出増が懸念されるアジア地域において、LCS-RNetのアジア版である「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を構築し、域内各国の低炭素社会研究に係る連携と能力強化を促進する。</p> <p>○地球温暖化対策としては、排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠であり、影響評価と適応に係る取組を一層強力に推進することが必要である。<b>このため、平成27年夏頃を目途として「適応計画」を策定することとし、関係省庁と連携・協力をして着実に取り組んでいく。この「適応計画」策定に向けて、平成25年度は、中央環境審議会に気候変動影響評価等小委員会を設置し、気候変動による影響への対処(適応)の観点から政府全体の「適応計画」策定に向けて、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議する。また、アジア太平洋地域には、気候変動への脆弱性が高い地域や、温暖化の影響への適応ための能力の不足が懸念される国があることから、APANの活動を強化し、我が国の知見を各国と共有しつつ、途上国支援の取組を推進する。</b></p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○平成23年7月に「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会」を設置。中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項について審議を行った。</p> <p>○平成24年6月に中央環境審議会地球環境部会として「2013年以降の対策・施策に関する報告書」をとりまとめた。</p> <p>○「賢い適応」、「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」、「気候変動適応の方向性」及び「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成にあたってはいずれも専門家による検討会、委員会を設置し、会での議論を基に各報告書を作成した。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>					
<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>土居 健太郎 辻原 浩</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>25年 6月</p>

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。					
達成すべき目標	2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	18,684,509	27,218,272	42,823,686	作業中
		補正予算(b)	0	74,023,498	0	作業中
		繰り越し等(c)	2,220,687	△452,587	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	20,905,196	100,789,183	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	17,365,746	84,680,123	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	基準値	実績値					目標値
		2年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算ト)	10億5,900万	11億3,800万	10億7,500万	11億2,300万	11億7,300万		(H20~24年度平均)10億7,600万~10億8,900万
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算ト)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	2年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	1億5,100万	1億1,900万	1億1,000万	1億1,100万	1億1,000万		(H20~24年度平均)1億3,200万
年度ごとの目標値		-	-	-	-		
代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算ト)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	7年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	5,120万	2,370万	2,170万	2,350万	2,510万		(H20~24年度平均)3,100万
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

目標の達成状況	<p>平成23年度(2011年度)の温室効果ガスの総排出量は、13億800万トンで、京都議定書の基準年比では、3.7%の増加となっている。</p> <p>①森林経営による吸収量確保の目標(基準年排出量の約3.8%)                  ②政府としてのクレジット取得事業の平成24年度までの実績(9,752.8万トン)                  ③電気事業連合会におけるクレジットの政府への無償移転量(2億300万トン)</p> <p>これらを加味すると、平成20年度から平成23年度までの4カ年平均で、基準年比-9.2%であり、京都議定書第一約束期間における目標である6%削減は達成可能な水準である。</p> <p>平成23年度の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量は1億1,000万トン、代替フロン等3ガスの排出量は2,510万トンであり、それぞれ目標値に達している。一方で、エネルギー起源二酸化炭素の排出量は、11億7,300万トンであり、現時点では目標値(H20~24年平均で、10億7,600万~10億8,900万トン)に達していない状況。</p>
施策に関する評価結果	<p>平成23年度の排出量について、前年度と比べて排出量が増加した要因としては、東日本大震災の影響等により製造業の生産量が減少する一方、火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどが挙げられる。</p> <p>今後は、2013年度以降の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年5月に改正された同法に基づき、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標を含む「地球温暖化対策計画」の策定に向け、長期的展望に立った検討を急ぐ必要がある。また、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」等に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標に掲げられたものと同等以上の取組を推進されるようにしていくことが必要。再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づき、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急に図る。</p>
目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名	土居 健太郎 和田 篤也 奥山 祐矢	政策評価実施時期	25年 6月
-------	--	--------	--------------------------	----------	--------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省24-4)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間クレジット制度)を構築し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GISやCDMを活用し、平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算ト)の累積量を約1億取得する。</li> <li>・二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内の関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	23,038,257	12,090,465	7,765,566	作業中
		補正予算(b)	0	0	0	作業中
		繰り越し等(c)	4,055,778	103,037	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	27,094,035	12,193,502	(※記入は任意)	
執行額(千円)	26,367,421	8,738,456	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画					

測定指標	クレジット取得量(CO2換算ト) ※京都議定書目標達成計画に基づき政府が取得する量	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		約3,103.5万(※契約量)	約4,150.0万(※契約量)	約400.0万(※契約量)	0(※契約量)	0(※契約量)	(18年度から25年度までの累積量)約1億	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
		-	施策の進捗状況(実績)					目標
			平成25年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量9,365万トン)のクレジットを取得契約済み。					25

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成25年4月1日現在、総計約9,753万トン(CO2換算。うち移転実績総量9,365万トン)GISによる取得7,550万トン、CDMによる取得約2,203万トン)のクレジットを取得契約済み。平成24年度に406.3万トン(二酸化炭素換算)のクレジットが日本政府口座へ移転された。 また、二国間クレジット制度(JCM)に関して、平成25年6月時点で、5カ国と二国間文書に署名済み。そのうちモンゴルとは第1回合同委員会を開催し、基本的なルールについて合意した。
	目標期間終了時点の総括	これまでも、毎年度、必要な業務内容とそれに応じたコスト見直しを実施してきたところである。 2013年(平成25年)度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成25年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮した、より信頼性の高いクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を引き続き実施する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	作成責任者名	奥山 祐矢	政策評価実施時期	25年 6月
-------	-------------------------------	--------	-------	----------	--------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-6)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				
施策の概要	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への積極的な貢献や、アジアをはじめとする各国や国際機関との連携・協力を推進する。				
達成すべき目標	地球環境保全に関して国際会議等における積極的な貢献を行い、国際的な環境政策を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	896,225	995,995	745,215	900,880
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	0	0	※記入は任意	
	合計(a+b+c)	896,225	995,995	※記入は任意	
執行額(千円)	806,371	922,923	※記入は任意		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-					-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
	-	気候変動と水に関する技術報告書	IPCC第5次評価報告書骨子決定	IPCC第5次評価報告書執筆者決定	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	IPCC第5次評価報告書の査読作業	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
		施策の進捗状況(実績)					目標	
							年度	

	<p>1.国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献</p> <p>○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)への資金拠出、国内研究者のIPCC報告書執筆活動への参加の支援、IPCCのうちインベントリタスクフォース事務局(テクニカルサポートユニット:TSU)の活動への支援を通じ、我が国のプレゼンスを高めるとともに、我が国をはじめ各国の気候変動対策の基盤となる科学的知見の取りまとめに貢献した。</p> <p>○貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化が環境保全に与える影響の調査・分析を行い、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉、世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。</p> <p>○国際連合気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)への資金拠出等を通じて、気候変動交渉を推進するとともに、交渉会合に出席し、2020年以降の新たな国際枠組み構築に向けた作業計画に合意する等、すべての国が参加する公平かつ実効性ある枠組みの基礎を整えることに貢献した。</p>
--	--



<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>2. アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進  ○地球環境保全に関して、G8、G20、国連持続可能な開発会議(リオ+20)、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合及び東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の国際会議に関して、政府対処方針の作成への貢献や会議への出席、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告などを行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、日中韓三カ国や日モンゴルにおける環境協力の強化を推進した。</p> <p>○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。</p> <p>3. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)への貢献  IPCCへの資金拠出、国内研究者のIPCC報告書執筆活動への参加の支援、IPCCのうちイベントリタスクフォース事務局(テクニカルサポートユニット：TSU)の活動への支援を通じ、我が国のプレゼンスを高めるとともに、我が国をはじめ各国の気候変動対策の基盤となる科学的知見の取りまとめに貢献し</p> <p>1.国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献  ○各国の気候変動政策やUNFCCCをはじめとする国際交渉の場に対するIPCCの役割の重要性は増している。我が国の拠出金及びイベントリタスクフォース支援は、他国の支援とあいまって、IPCC WG I～WGⅢの活動(再生可能エネルギー特別報告書、極端現象特別報告書・第5次評価報告書)及びタスクフォースの活動(2013 Wetlands Supplement、2013 KP Supplement)の作成等に貢献した。IPCCの国際的重要性が高まる中、我が国からも積極的に関与すべく、拠出金によりIPCC活動に対し支援を充実させていく必要がある。</p> <p>○貿易と環境については、今後のTPP交渉、及びEPA/FTA交渉等において環境に配慮した条項が盛り込まれるよう、引き続き戦略的な検討を実施し、交渉に臨む。</p> <p>○COP18で合意された2020年以降の新たな枠組みの構築等に向けた作業計画に基づき、交渉を着実に進めることが必要。我が国としても実効性ある枠組みにつながる具体的な提案を行い、引き続き積極的に議論に貢献していく。</p> <p>2. アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進  ○各国及び主要国際機関との連携・協力の推進については、「目標の達成状況」に記載した成果を踏まえ、重点地域の設定や協力・支援内容を戦略的に検討することにより、より我が国にメリットのある形でパートナーシップの構築を図れるよう努める。</p> <p>○「リオ+20」では、持続可能な開発目標(SDGs)に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意された。2013年1月から開催されている、国連プロセスにおけるSDGs・公開作業グループに我が国が貢献できるよう、目標に盛り込むべき指標等について、引き続き戦略的に検討する。</p> <p>○各種国際会議に日本政府関係者が参加することによって、我が国の環境保全に係る取組、技術及び知見をASEAN諸国等に示すことができた。また、本事業の実施により、アジア諸国の抱える諸課題、協力プロジェクト案件の形成に向けた方向性が明らかとなり、これらを省内関係者で共有し、政策立案の際の資料として役立ててることができ、期待通りの成果を得ることができた。</p> <p>3. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)への貢献  ○各国の気候変動政策やUNFCCCをはじめとする国際交渉の場に対するIPCCの役割の重要性は増している。我が国の拠出金及びイベントリタスクフォース支援は、他国の支援とあいまって、IPCC WG I～WGⅢの活動(再生可能エネルギー特別報告書、極端現象特別報告書・第5次評価報告書)及びタスクフォースの活動(2013 Wetlands Supplement、2013 KP Supplement)の作成等に貢献した。IPCCの国際的重要性が高まる中、我が国からも積極的に関与すべく、国内研究者のIPCC報告書執筆活動への参加の支援、TSUの活動への支援により、IPCC活動に対し十分な貢献を行っている。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>・IPCCの作業や関連の国際会議に我が国の専門家を派遣する、専門家による国内検討会等を設置する等により、学識経験者の知見を活用している。  ・リオ+20へ向けてステークホルダー間の対話を進めるため、環境NGO等で構成される「リオ+20国内準備委員会」を設置した。また、「リオ+20」での成果を受け、国内で、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に必要なガバナンスのための国際制度枠組みについて、学識経験者による検討が開始された。  ・国際連合環境計画国際環境技術センター(UNEP/IETC)への我が国からの拠出のあり方を検討するため、国連等に関する知識を有する学識者等で構成される「UNEP/IETC拠出金等に関する外部有識者委員会」を設置した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>		

担当部局名	地球環境局 国際連携課 国際協力室 国際地球温暖化対策室 研究調査室	作成責任者名	戸田英作 川又 孝太郎 新田 晃 辻原 浩	政策評価実施時期	25年 6月
-------	--	--------	--------------------------------	----------	--------

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。					
達成すべき目標	地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,017,267	995,702	952,571	1,023,671
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	0	0	(*記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,017,267	995,702	(*記入は任意)	
	執行額(千円)	1,013,056	994,559	(*記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	各種研究調査結果等の情報提供の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	各種成果を温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	各種成果をロードマップの策定、「気候変動適応の方向性(適応指針)」の策定に活用	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	各種成果を気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	地球環境保全試験研究費による事業について、終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			0%	75%	100%	80%	0%	50%以上
			(0/3)	(3/4)	(1/1)	(4/5)	(0/1)	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○気象庁と連携して地球観測連携拠点を設置し、関係府省の地球観測の実施方針・実施計画の調整や各種の情報共有・重複調整等を行っている。また、平成23年度以降、幅広く社会の関心・意識向上を図るため「気候変動影響統計ポータルサイト」の公開を行っており、適宜内容の見直しつつ情報発信を行っている。</p> <p>○地球環境保全試験研究費により国の研究機関(国立研究所等)の研究費を一括して計上し、地球環境分野のモニタリングを各機関が連携・役割分担しつつ実施した。</p> <p>○平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始、解析結果の提供を平成22年2月に開始した。平成23年度以降も引き続き観測及びデータ等の提供を行うとともに、平成23年10月には全球の二酸化炭素収支(吸収・排出)マップを公表し、平成24年12月には大気輸送モデルを用いて推定した二酸化炭素の全球三次元濃度分布データ及び地域別の二酸化炭素の月平均吸収・排出量データの一般提供を開始した。</p> <p>○地球環境戦略研究機関(IGES)に対し拠出金を支出することにより、同機関は地球環境保全に関する戦略に係る調査研究を推進し、政策提言や一般向けの普及啓発活動をタイムリーに実施した。また、同機関は、地球環境保全に関する調査研究に係る各種の国際ネットワーク等の事務局や我が国の窓口としての機能を適切に実施した。</p> <p>○アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)に米国等とともに拠出し、公募型共同研究プロジェクト、能力開発型プロジェクトを実施するとともに、研究成果をまとめたレポートの発行や国際会議での発表を通して成果の発信を行った。</p> <p>○地球温暖化対策のひとつとしてジオエンジニアリングに関する国際的な関心が高まっていることを鑑み、平成24年度から環境研究総合推進費の戦略研究プロジェクト「地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究」の中でジオエンジニアリングを取り扱うこととしている。</p>
------------	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○地球観測連携拠点では、気候変動影響に関する統計の整備を行い、幅広く社会の関心・意識向上を図るため気候変動影響統計ポータルサイトの構築・公開を行った。今後も気象庁や関係府省等と連携し、引き続き調整や情報共有等を行っていく。</p> <p>○地球環境保全試験研究費については、平成24年度は目標を達成することができなかったが、ここ5年間の実績を総合すると目標基準を達成している。</p> <p>○アジア太平洋地球変動研究ネットワークでは、我が国の重点分野である低炭素分野を重点化して推進し、同年に我が国のイニシアティブにより設立された低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)との協力により効率的な活動を行った。</p> <p>○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」では、温室効果ガスを主な対象として観測する世界で唯一の衛星として順調に観測データを取得し、観測データや推定値の公開を行った。</p> <p>○ジオエンジニアリングについて指摘されている倫理的問題、国際的取組が必須である太陽放射管理の本格実施に伴う国際的枠組み、社会合意に関する実施上のリスクを含む、実施上の社会科学的なリスクについては、環境研究総合推進費の戦略研究プロジェクトの中で今後論点として整理していく予定である。</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球観測連携拠点の運営に際しては、学識経験者からなる地球温暖化観測推進委員会の助言を得つつ、運営を行っている。</li> <li>・地球環境保全試験研究費の採択審査、中間評価(研究期間中間年に実施)、事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用し審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。</li> <li>・専門家によるGOSATサイエンスチームを運営し、そこでの議論をGOSATの運用に反映させている。</li> <li>・IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。</li> <li>・APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。</li> </ul>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局研究調査室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>辻原 浩</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>25年 6月</p>
--------------	-------------------	---------------	-------------	-----------------	---------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省24-8)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)				
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	2,508,625	2,475,240	2,131,905	1,922,725
	補正予算(b)		175,640		
	繰り越し等(c)	-40,388	40,388	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	2,468,237	2,691,268	(※記入は任意)	
執行額(千円)	1,994,000	2,377,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	成長戦略(平成25年6月19日)				

測定指標	1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	4 EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		—	93.2	96.4	95.4	集計中	集計中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

	<p>目標の達成状況</p>	<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、おおむね改善又は高い達成率で横ばいとなっており、各種の施策の成果が着実に現れているが、浮遊粒子状物質については、黄砂の影響により、平成23年度の環境基準達成率は悪化した(平成23年度達成率:一般局69.2%、自排局72.9%)。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も低い状況である。</p> <p>○EANET分析精度管理目標達成率は改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。</p> <p>○中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成22年7月)等に基づき、自動車排出ガス専門委員会等において、二輪自動車等の国際的な基準の動向を考慮した排出ガス低減対策、ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置の耐久性・信頼性確保のための措置及びオフサイクルにおける排出ガス低減対策並びにディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策についての検討を行い、それらについて、平成24年8月に、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十一次答申)」が答申された。</p> <p>また、同答申において課題とされた乗用車等の排出ガス低減対策等について同専門委員会等において検討を進めた。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、中国、ベトナム及びインドネシアを対象に、「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などのパッケージ施策実現のためのモデル事業を核とした共同政策研究等の協力事業に取り組むとともに、セミナーの開催、ウェブサイト拡充による我が国の環境産業等やアジア各国への情報提供などを行った。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチ普及のため、多国間協力としてアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を支援し、また、<b>短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化コアリション(CCAC)</b>への協力を行った。二国間協力としては、中国及びインドネシアにおいて協力を進め、事業実現可能性調査や共同研究等を実施した。さらに、国際研究機関に対するコベネフィット研究支援を行った。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、水質については本土及び沖縄県内の計13施設・区域において、大気については本土及び沖縄県内の計6施設・区域において調査を実施した。</p> <p>○新たな公害防止管理方策の調査検討と公害防止取組促進のための仕組みづくりについて検討を行った。</p>
--	----------------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>OPM2.5及び光化学オキシダントについては環境基準の達成率が非常に低い上に、越境大気汚染の影響も懸念されており、国民の関心も高いことから、今後取組を強化していく。</p> <p>OPM2.5及び光化学オキシダントについては、いずれも発生源が多種多様で生成機構も複雑なため、現象の解明や対策の検討が容易ではないことから、モニタリングの充実、発生源・生成機構の把握などを行うとともに、シミュレーションモデルの高度化を図り、越境大気汚染の寄与解明や効果的な対策の検討に繋げていく。また、国際的な取組を通じた対策も併せて進めていく。</p> <p>この他、酸性雨等の越境大気汚染や黄砂についても、「EANETの強化のための文書」や「環境協力を係る日中韓三カ国共同行動計画」等に基づいて国内外の取組を進めていく。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の環境基準達成率は向上しており、また窒素酸化物、浮遊粒子状物質の年平均値も改善傾向にある。大都市部を中心に未達成局が存在していることから、今後も自動車排出ガス対策を推進する。</p> <p>○中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十一次答申）」が答申された。答申において今後の検討課題とされた事項について引き続き検討を進めていく。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、各二国間協力事業に係る共同政策研究等を相手国政府との共同により着実に実施するとともに、我が国の環境産業等やアジア各国への情報提供などを行い、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチ普及のための多国間会合、二国間協力によるセミナー/研修の実施、事業実現可能性調査及び共同研究の実施、国際研究機関によるコベネフィット研究について、期待通りの成果が得られた。引き続き省内及び国内の関係機関や企業の協力を得つつ、アジア各国でのコベネフィット型環境汚染対策の導入促進に努めていく。</p> <p>○平成24年10月15日より中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会において、有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方についての議論、マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価に関する議論等に着手した。</p> <p>○実効ある公害防止管理体制及び統合的な公害防止の在り方に関する海外での先進事例についての整理と地域ぐるみの公害防止取組促進のための検討を踏まえて、新たな公害防止管理方策について検討していく。</p>
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会及び揮発性有機化合物排出抑制専門委員会を開催し、審議いただいた。各専門委員会の報告及びそれを受けた中環審答申の内容を施策に反映させた。</li> <li>・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会及び作業委員会並びにオフサイクルにおける排出ガス低減対策検討会等を開催し、審議を行った。</li> <li>・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会を開催し、審議を行った。</li> </ul>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 大気汚染状況報告書（環境省）</li> <li>・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂）</li> <li>・EANET分析機関間比較プロジェクト報告書（EANETネットワークセンター）</li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>加藤 庸之 大森 豊緑 西本 俊幸 森下 哲 関谷 毅史</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-10)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	2,168,684	2,201,043	2,399,531	2,454,493
	補正予算(b)		218,384		
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	2,168,684	2,419,427	(※記入は任意)	
執行額(千円)	1,975,000	1,953,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 健康項目基準達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			99	99.1	98.9	98.9	調査中	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	2 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			87.4	87.6	87.8	88.2	調査中	100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	3 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	「別紙のとおり」					100%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	4 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値					目標値
		15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		384	259	278	208	集計中	集計中	250
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	



<p data-bbox="92 1227 316 1256">施策に関する評価結果</p>	<p data-bbox="491 813 651 842">目標の達成状況</p>	<p data-bbox="788 203 1540 304">○下層DO等の新規環境基準項目の検討、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の把握、暫定排水基準から一般排水基準への移行等に向けた技術的な支援を行った。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討のための調査を実施した。</p> <p data-bbox="788 304 1540 383">○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率は、全体では87.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。</p> <p data-bbox="788 383 1540 584">○7次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減。東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善に向けた一層の取組が必要である一方で、大阪湾を除く瀬戸内海については、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直された。第7次水質総量削減については、平成23年度に総量削減基本方針を策定し、それらを受けた都府県の総量削減計画が策定され、平成24年5月1日以降に新・増設される特定施設からの特定排水に対し、第7次総量規制基準が適用されている。</p> <p data-bbox="788 584 1540 663">○有明海・八代海等総合調査評価委員会に、平成24年から生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会及び海域再生対策小委員会を設置し、有明海・八代海等の再生のために必要な調査を順次実施した。</p> <p data-bbox="788 663 1540 842">○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴って平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施、日本周辺の海域における水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋モニタリング調査による陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の把握等を行うとともに、平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSIに係る許可制度を適切に実施するため、環境影響評価やモニタリング等に関する手法の高度化の検討を進めた。</p> <p data-bbox="788 842 1540 1021">○漂流・漂着ごみ対策については、平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、各地域において地域計画の策定が進められており、地域グリーンニューディール基金の活用等によって、各地域における回収・処理も行われているところ。国においても、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査等の調査結果等を踏まえ、海岸清掃事業マニュアルを作成するなど、適切かつ効率的な海岸漂着物の回収・処理手法の検討をすすめ、各自治体に情報提供を行っている。</p> <p data-bbox="788 1021 1540 1144">○水質汚濁防止法の改正による新たな制度、措置のフォローアップのため、施設からの漏えいを検知する技術の情報をまとめた事例集、新たに届出対象となった有害物質貯蔵指定施設に該当するかや、構造基準中の同等以上の効果を有する措置に関する自治体の判断事例に解説を加えた事例集及び解説を作成し、HPで公開した。</p> <p data-bbox="788 1144 1540 1379">○アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」において、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで8地区11箇所を実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。</p> <p data-bbox="788 1379 1540 1435">○改正した「微生物によるバイオレメディエーション利用指針の解説」の普及に努めたほか、大臣適合確認の実績を積んだ。</p>
--	--	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○下層DO等国民の実感にあった新たな環境基準設定のための検討を実施する必要がある。</p> <p>○暫定排水基準から一般排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進と事業者への普及を進めるほか、生物応答を利用した水環境管理手法の活用を検討する必要がある。</p> <p>○健全な水循環の確保のため、国と地域が連携を図りつつ、水環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な水質汚濁の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成等を行う必要がある。</p> <p>○多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼水質保全特別措置法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明、<b>自然浄化機能を活用した水環境保全対策の検討等</b>の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る必要がある。</p> <p>○アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む必要がある。加えて、公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、国際的な水環境の保全に寄与する必要がある。</p> <p>○関係都府県の総量削減計画に基づき、第7次水質総量削減を着実に実施していく必要がある。また、発生負荷量調査等について今後も継続的に把握し、総量削減の効果を的確に把握し、環境基準が達成されつつある海域においても、適切な負荷量目標の設定を行う必要がある。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量について、赤泥の海洋投入処分量が減少し、期待どおりの成果が得られた。海底下CCSについては、目標期間においては事例は無いが、経済産業省の実証実験に合わせて許可制度を適切に実施するため、環境影響評価書の審査体制を適切に構築するよう進めていく。</p> <p>○漂流・漂着ごみ対策に関しては、総じて期待通りの成果が得られた。平成24年度補正予算で創設した基金(海岸漂着物地域対策推進事業)を適宜活用しつつ、各地域において引き続き適切な海岸漂着物の回収・処理を実施していただくとともに、地方自治体やNGO等関係者間で連携し海岸漂着物等の発生源対策をすすめ、各地域の漂流・漂着・海底ごみ問題の解決を図ることが必要となる。また、外国由来の漂着ごみについて、NOWPAP等の枠組みも活用し、国際的連携のもとで、引き続きその削減に努めていく必要がある。</p> <p>○水質汚濁防止法の改正による新たな制度、措置のフォローアップや施策の充実を図ることにより、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進し、地下水汚染の未然防止を図る。</p> <p>○微生物によるバイオレメディエーション事業においては、適合確認手続に必要な指標及び基準の明確化等に関する調査検討が、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針の解説」の改正に結びついたほか、大臣適合確認も行われ、期待どおりの成果が得られた。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会を平成23年7月より3回開催し、審議を行った。</li> <li>・有明海・八代海等総合調査評価委員会に二つの小委員会を設置し有明海・八代海等の再生に向けた課題について順次解明。</li> <li>・平成24年12月及び平成25年2月に海岸漂着物対策について専門的な知見からの助言を得るために、海岸漂着物対策専門家会議を開催した。</li> <li>・学識経験者を委員とする「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」を3回開催し、審議を行った。</li> </ul>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 公共用水域水質測定結果(環境省)</li> </ul>	

担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名	西本 俊幸 宮崎 正信 名倉 良雄 坂本 幸彦 木村 英雄	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	--------	---	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-14)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				
施策の概要	被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。				
達成すべき目標	被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)			1,402,360	1,122,196
	補正予算(b)		588,657		
	繰り越し等(c)		-129,850	129,850	
合計(a+b+c)		458,807		(※記入は任意)	
執行額(千円)			318,000	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 アスベスト大気濃度暫定基準値(10[f/l])達成率(%)	基準値	実績値				目標値	
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	99.2	99.6	100
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○東日本大震災の被災地周辺において水環境(河川、湖沼・水源地、海域、地下水)における放射性物質のモニタリングを実施した。</p> <p>○洋上漂流物については、その漂流経路等に係るシミュレーションを実施し、関係国等へ適切な情報提供を行った。</p> <p>○東日本大震災の被災地での環境大気中のアスベスト濃度について、暫定基準値を99%以上達成している。</p> <p>○東日本大震災の被災地沿岸域における有害化学物質等のモニタリング調査を実施し、結果を公表した。(水質:20物質・20地点、底質:20物質・20地点、生物:20物質・9地点、大気:6物質・12地点)</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。ことにより、国民の不安解消に資することができ、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○洋上漂流物に係るシミュレーションについては、2013年10月までの予測結果しか得られておらず、今後も引き続き北米大陸西海岸等への到達が見込まれるため、さらに長期の予測を行う必要がある。</p> <p>○被災地での環境大気中のアスベスト濃度について、暫定基準値を99%以上達成しており、また得られた結果を公表し、アスベストの飛散、ばく露防止対策にフィードバックする等有効に活用されている。</p> <p>○いくつかの物質・地点で、既往調査結果の濃度範囲を超える結果を得たことから、H25年度調査は当該地点の周辺地点を追加する等して調査を実施するとともに、本調査3年間の結果を総括し国民に情報提供を行うことで、住民の不安解消に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・環境大気中のアスベスト濃度測定の結果については、厚生労働省と合同で開催している会議において結果の検証にあたり意見をいただいた。</p> <p>・洋上漂流物について、昨年度に引き続き専門家チームを編成し、漂流予測シミュレーションを実施。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>環境省報道発表資料</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring">http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring</a></p> <p><a href="http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf</a></p> <p><a href="http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf</a></p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548</a></p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033</a></p> <p><a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16518">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16518</a></p>
---------------------------	--

担当部局名	<p>大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課</p>	作成責任者名	<p>大森 豊緑 宮崎 正信 坂本 幸彦 木村 英雄 上田 康治</p>	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	--------	--	----------	---------

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010及び生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,487,381	2,584,518	1,347,838	1,240,712
		補正予算(b)	1,000,000	3,020,000	△ 18	
		繰り越し等(c)	△ 3,000	3,000		
		合計(a+b+c)	3,484,381	5,607,518	1,347,820	
執行額(千円)	3,385,836	5,484,724	1,281,397			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010 平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020 平成24年9月28日(閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	31年度
		30%	-	36%	-	-	56%	75%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		6県	-	-	20都道府県	30都道府県	39都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		国土の35%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%	国土の64%	国土の69%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成24年度末時点で、生物多様性地域戦略については、39道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の64%の整備が完了した。「生物多様性」の認識状況については、平成24年度の世論調査の結果、56%となっており、2010年の「国際生物多様性年」を契機とした各種活動を通じて、生物多様性の認識は着実に上昇している。このため、すべての測定指標において目標値に近づいている。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)及び生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略の改定を始めとする、生物多様性条約締約国会議の決定事項の実施について、途上国の支援を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加して貢献を行ってきており、目標達成に向けた取組が進展している。</p> <p>&lt;生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集&gt;</p> <p>・平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定された。</p> <p>・自然環境保全基礎調査において取得された植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データ及びモニタリングサイト1000において取得された高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングしたデータを着実に蓄積し、これらのデータを効果的に活用・発信した。</p> <p>・平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価」を踏まえ、生物多様性評価の地図化を実施し、我が国の生物多様性の現状について評価した計49枚の地図を作成した。</p> <p>・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。</p>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>&lt;国民への生物多様性に関する普及啓発&gt;          ・平成24年度は、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用の取組状況に関する調査に加えて、経済社会における生物多様性の主流化の国際動向に関する情報収集、経済社会における生物多様性の主流化に関するウェブサイトを作成を行った。          ・「奄美群島の国立公園指定」及び「全国的なシカ対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評価の試行を実施した。          ・生物多様性の経済価値評価に関するウェブサイトを作成し公開した。</p> <p>&lt;国際的枠組への参加&gt;          ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行の普及啓発においてリーダーシップを発揮した。          ・ICRI東アジア地域会合を2008年より毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の策定及び実施を主導。国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。          ・国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約科学技術委員会などに積極的に参画することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与した。          ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。          ・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、世界各地域で生物多様性国家戦略の改定支援ワークショップの開催等を支援した。          ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」が発足した(事務局：国連大学高等研究所)。平成24年3月にはナイロビにおいてパートナーシップ第2回会合を開催した。平成25年6月現在、国、国際機関、団体が構成される合計142団体が加入している。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集&gt;          平成24年度は、生物多様性国家戦略2012-2020が閣議決定され、また、植生図の整備についても着実に進んでいる。生物多様性地域戦略策定着手済数については、増大してきているものの、目標には及ばなかったことから、平成24年度に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020においては、目標を「平成32年までに全ての都道府県で生物多様性地域戦略を策定」と変更した。上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。          ・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略2012-2020に基づく施策を着実に実施していくことにより愛知目標の達成に貢献する。          ・植生図の整備が着実に進んでおり、平成25年度も引き続き整備を進める。          ・「生物多様性地域戦略策定の手引き」の活用等により、生物多様性地域戦略の策定を推進する。</p> <p>&lt;国民への生物多様性に関する普及啓発&gt;          平成24年度は、事業者における取組状況についての情報収集、生物多様性の経済的価値評価、それらの取組により得られた情報等のウェブサイト上での公開等を実施し、世論調査では「生物多様性」の認識状況が56%となるなど、着実に成果をあげている。          上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。          ・平成24年度調査の結果を活用して業種・業界毎の目標や行動計画の策定等の検討を行うとともに、引き続き国際動向を含めた経済社会における生物多様性の主流化に関する情報を収集・発信することにより、経済社会における生物多様性の主流化の促進を図る。          ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及等を推進する。</p>

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;国際的枠組みへの参加&gt;          国際的な枠組みへ積極的に参加することにより、地球規模の生物多様性の保全へ貢献している。          上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。          ・愛知目標や名古屋議定書を始めとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。          ・名古屋議定書については、可能な限り早期の締結を目指して、海外の動向等も踏まえ、名古屋議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討を進めていく。          ・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、海外の動向等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討など、締結に向けた必要な作業を進めていく。          ・引き続きICRIの枠組みを通じ、東アジア地域を中心に国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。          ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。          ・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。          ・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。          ・南極環境保護議定書附属書VIについては、附属書VIが定める義務を履行するために必要な国内措置の検討等、締結に向けた必要な作業を進めていく。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・生物多様性国家戦略の改定に当たり、平成23年2月より中央環境審議会自然環境・野生生物部会及びその下に設置した生物多様性国家戦略小委員会をそれぞれ計5回と計13回開催し、学識者の知見を活用した。          ・海洋生物多様性保全戦略策定に当たり、検討会を開催し学識者の知見を活用。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「生物多様性」の認識状況：環境問題に関する世論調査（平成24年6月調査／内閣府大臣官房政府広報室）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>亀澤 玲治 中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省24-22)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	528,941	598,150	656,864	623,643
		補正予算(b)	0	726,696	0	0
		繰り越し等(c)	102,000	△ 723,465	723,465	
		合計(a+b+c)	630,941	601,381	1,380,329	
執行額(千円)		600,156	539,327	746,699		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010 平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020 平成24年9月28日(閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		21	20	22	22	24	24	29
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	2 自然再生事業実施計画策定数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		21地区	18地区	21地区	24地区	26地区	31地区	29地区
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	7地区 100%	9地区 82%	6地区 86%	100%
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	4 地域連携保全活動計画作成数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		0	-	-	-	-	1	50
	年度ごとの目標値			-	-	-	0	

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産地域の保全管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。</li> <li>・平成24年度は、自然再生事業実施計画が新たに5地区で策定され、31地区で多様な主体による自然再生を実施した。</li> <li>・国立・国定公園の点検については、平成24年度については7件の見直しを計画し、うち6件の見直しを行なった。</li> </ul>
---------	--



<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>&lt;世界自然遺産&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保安全管理を実施した。</li> <li>・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保安全管理の一層の充実を図っている。屋久島、白神山地については、地域連絡会議が中心となり、科学委員会の助言も踏まえ遺産地域管理計画の策定に取り組んだ。</li> <li>・平成23年度に新たに登録された小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行った。外来種対策を始めとした各種課題に対し各々のWGを設置し、検討結果を対策に反映させる順応的な保安全管理を推進した。</li> <li>・候補地である奄美・琉球については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、希少動植物等の自然環境情報の収集整理、保安全管理上の課題について検討を行った。平成25年1月には、推薦の前提となる我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定した。</li> </ul> <p>&lt;自然再生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生事業の実施に当たり、計画段階から専門家、地域住民等の参画や地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進するために必要な支援として、自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施した。</li> <li>・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成24年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計24箇所設立された。また、同法に基づく自然再生全体構想が24箇所策定され、自然再生事業実施計画が31件(24年度単年度では5件)主務大臣に送付された。</li> </ul> <p>&lt;里地里山&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里なびホームページにより、活動団体や活動場所の紹介、保全活動に対する技術的専門家等の人材登録・紹介、技術研修会の開催情報や保全活動の取組の参考となる取組事例や文献の情報発信を行った。</li> <li>・里地里山の保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で開催(H24までに55ヶ所)し、多くの関係者(3,499人)の参加を得た。</li> <li>・里地里山の保全活用の促進を図るため、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、新たな共同管理のための手引書等、里地里山の保全活用の取組の促進を図るための各種手引書等有効な手法を確立した。</li> </ul> <p>&lt;国立公園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成24年度については、7件の見直しを計画し、うち6件の見直しを行った。瀬戸内海国立公園等の見直しを行った他、過年度から調整を続けてきた阿寒国立公園についても見直しを行った。</li> <li>・また、陸中海岸国立公園を拡張して三陸復興国立公園等を指定することについても、当初計画どおり平成24年度中に決定した。</li> <li>・当初、平成24年度内に見直しをすることとしていた1件については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成24年度に見直しすることができなかったが、遅くとも平成26年度内に見直しが行なわれるよう調整中である。</li> </ul> <p>&lt;地域支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証事業について、平成24年度末までで47件に対し支援を行った。この支援により、22件の法定計画等が策定された。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成24年度末までに44件に対し経費の一部を交付した。</li> </ul>

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;世界自然遺産&gt; 各遺産地域において、保管理体制の構築や順応的な保管理が進められており、国内候補地である奄美・琉球については我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することが決定するなど、<b>着実に成果をあげている</b>。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・世界自然遺産地域(屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島)について、地元の見解と科学的な知見を管理に反映させるための保管理体制と保全施策の充実を図る。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保管理を推進する。 ・世界自然遺産4地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、保全状況の報告に対する勧告や小笠原諸島の遺産登録時の勧告に適切に対応するための措置等を講じる。また、小笠原諸島については、本年3月末に新たに兄島でグリーンアノールが発見されたため、科学委員会の助言のもとで、関係機関とともに情報収集や捕獲等の緊急対策を進めていく。 ・国内候補地として選定されている奄美・琉球については、世界遺産の新規登録に向けて必要な価値の整理や保全措置等を進めるとともに、関係機関や専門家等と連携・協力を図りながら地域の現状にあった適切な対応を行う。</p> <p>&lt;自然再生&gt; 平成24年度は、自然再生事業実施計画が新たに5地区で策定され、<b>目標値を達成したが、自然再生協議会の数については増大したものの目標値を達成することができなかった</b>。 今後は、多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援などを行うとともに、国民への普及啓発を図る。</p> <p>&lt;里地里山&gt; 技術研修会の開催や新たな共同管理のための手引書の作成など、<b>着実に成果をあげている</b>。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・里地里山の保全活用の取組の参考となる特徴的な取組を調査・分析し、その成果を分かりやすく発信するとともに、保全活動の担い手育成等としての技術研修会を開催する。また、里地里山の自然資源の利活用方策など保全活用の促進を図るために有効な手法や多様な主体の参加を促進するための社会システムを構築するとともに、これらの手法等を効果的に活用するために地方自治体や企業、NPO等などと有機的な連携を図り、地域での自律的な里地里山の保全再生の促進を図る。 ・また、これら施策に加え、今後の人口減少や高齢化の進展など社会構造の変化を踏まえ、生物多様性の観点から見た里地里山の将来の姿を国土レベルで描くランドデザインの検討を進める。</p> <p>&lt;国立公園&gt; 平成24年度は、国立・国定公園の点検を6件実施し、目標値に対して<b>8割以上の成果が得られた</b>。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・国立・国定公園総点検事業や海域の国立・国定公園保管理強化事業については、平成25年度から1つの事業として整理統合することにより効率的かつ着実に実施することとする。また、見直しに当たり関係者との調整が適切に図られるよう、見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータ等の充実に努める。</p> <p>&lt;地域支援&gt; <b>地域連携保全活動計画については、施行後間もないことから1地域での策定にとどまったが、地域における生物多様性の保全事業等への支援により、平成24年度末までに22件の自然環境保全関係の地域レベルでの法定計画等が策定され、着実に成果をあげている</b>。 上記成果を踏まえ、目標達成のため、今後は下記の取組を行う。 ・より効率的・効果的な支援方策を検討し、地域における生物多様性の保全事業等に経済的な支援を行うことで、生物多様性地域戦略等の策定率の向上や、国土全体の生物多様性の保全再生の推進を図る。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。</li> <li>・自然再生協議会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。</li> <li>・里地里山保全活用行動計画の策定に当たり検討会を開催し、有識者の知見を活用した。</li> </ul>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>亀澤 玲治 桂川 裕樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24- 23)

施策名	目標5-3 野生動物の保護管理					
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,843,609	1,832,295	1,463,408	1,570,156
		補正予算(b)	0	0	2,000,000	
		繰り越し等(c)	41,800	99,800	△ 1,965,192	
		合計(a+b+c)	1,885,409	1,932,095	1,498,216	
執行額(千円)	1,857,073	1,881,815	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		9箇所	17箇所	19箇所	17箇所	23箇所	23箇所	20箇所
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
測定指標	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(鳥獣保護制度の継続的見直し)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	-	-	-	鳥獣保護基本指針の見直し	法の施行状況の点検	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-

	目標の達成状況	<p>&lt;希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に第4次のレッドリストを公表。</li> <li>・絶滅危惧種の保全については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物に新たに植物3種を追加して、捕獲や譲渡し等の規制対象としたほか、トキの保護増殖事業では、野生下で38年ぶりにヒナの巣立ちが確認されるなど、一定の成果を得ている。</li> <li>・ワシントン条約に関しては、科学当局として必要な国際的な絶滅危惧種に関する科学的知見を蓄積し、条約締約国会議での交渉に活用した。</li> </ul> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、平成24年度には23箇所で防除事業を実施。外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。</li> <li>・外来生物法に基づき、平成24年度までに特定外来生物を105種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。</li> </ul>
--	---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>・さらに外来生物法については、平成24年度に施行状況の検討を行い、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」について意見具申がなされた。この意見具申も踏まえて、第183回国会に外来生物法の一部を改正する法案を提出し、平成25年6月に、交雑により生じた生物を規制対象とできるようにすること、防除に資する学術研究の目的で行う特定外来生物の野外への放出等について主務大臣が許可できるようにすること、特定外来生物が付着・混入しているおそれのある輸入品等の検査や消毒・廃棄等を命ずることができるようにすること等の改正法が成立・公布された。</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成24年度は64件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。</p> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <p>・鳥獣保護法の施行状況を検討するため、平成24年11月29日付けで中央環境審議会に諮問し、平成25年3月26日に中央環境審議会自然環境部会に鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を設置した。</p> <p>・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、確実な情報把握が可能となった。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存&gt;</p> <p>・平成24年度に第4次レッドリストをとりまとめ、全10分類群について公表した。25年度にはレッドリストに記載された種についてとりまとめ編集したレッドデータブックを作成する。また、平成25年6月に成立した種の保存法の改正における衆・参両議院からの附帯決議等も踏まえ、国内希少野生動植物種の大幅な指定拡充に向け、必要な調査・検討を実施する。あわせて、保護増殖事業の実施を着実に進めるとともに、地方公共団体及び関係団体等との連携強化、絶滅危惧種の保全に資する科学的知見の充実、教育活動の充実等に努める。</p> <p>・戦略的な保全取組の必要性が指摘されたことを踏まえ、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(仮称)」を作成する。</p> <p>・ワシントン条約に関しては、科学当局としての責務を果たした。一方、種の保存法に基づくワシントン条約附属書掲載種の国内流通管理も一元的に取り組む必要があり、引き続き国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行する。</p> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <p>・特定外来生物の飼養等の規制を実施するとともに、防除事業を23カ所で開催し防除に係る目標値を達成するなど、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しているが、今後より効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。あわせて、平成25年6月に成立した改正外来生物法の施行に向けて、適切な執行体制を整え、確実な執行を確保する。さらに、平成24年に中央環境審議会から主務大臣に対してなされた意見具申も踏まえ、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画(仮称)」、「侵略的外来種リスト(仮称)」の平成25年度中の完成・公表を目指す。</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書等の締結に向けて、関係省庁と連携して必要な作業を進める。</p> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <p>・鳥獣保護法の施行状況の検討については、鳥獣保護管理のあり方検討小委員会において、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた検討を行い、平成25年秋頃に報告書を取りまとめる。</p> <p>・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業やレッドリストの見直し等において、検討会での専門家による検討を経たところ、戦略的な保全への取組が必要である、との指摘を受け、今後、保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」を作成する。「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」の作成や、国内希少野生動植物種の指定等の検討にあたっては中央環境審議会自然環境部会及び野生生物小委員会における議論により専門家の知見を十分に活用する。</p> <p>・外来生物法の施行状況は、中央環境審議会野生生物部会において学識経験を有する者を委員として検討された。中央環境審議会の意見具申も踏まえ、今後の外来種対策の促進を図るとともに、「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び「侵略的外来種リスト(仮称)」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成25年度中の完成を目指す。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-24)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	210,592	138,193	101,354	183,242
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰り越し等(c)	47,977	-41,000	50,000	
		合計(a+b+c)	258,569	97,193	151,354	
	執行額(千円)	186,542	109,169	70,388		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) ・都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望するものへの譲渡等を進めることにより、その殺処分率の減少を図ること。 ・犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。					

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		418千頭	315千頭	272千頭	249千頭	221千頭	集計中	209千頭
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 犬及び猫の殺処分率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		94%	88%	85%	82%	79%	集計中	減少傾向維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		15年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
犬33% 猫18%		犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	集計中	犬66% 猫36%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・動物愛護週間行事の開催及びポスターやパンフレットの作成・配布等の各種普及啓発事業の推進、講習会の開催、再飼養データベースネットワークシステムの運営管理、譲渡・収容施設の整備費補助を活用する等して、都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取組を着実に実施することで、都道府県等による犬猫の引取り数と殺処分率の減少傾向、所有明示の実施率の上昇傾向を維持した。
	目標期間終了時点の総括	目標達成に向けて着実に施策を実施している。今後も、目標達成に向けて、飼い主による終生飼養の推進、都道府県等における動物の収容・譲渡活動の推進を図るため、普及啓発、講習会の開催、再飼養支援データベースネットワークシステムの運営管理、施設整備補助を充実させるとともに、各種必要な調査、検討を実施していく。また、動物愛護管理基本指針について、平成25年度に見直し、新たな目標を設定することとしていることから、その目標を達成するための課題等を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・毎年、中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、意見内容を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成24年度動物愛護管理行政事務提要 ・平成24年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名	田邊 仁	政策評価実施時期	
-------	---------	--------	------	----------	--

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-25)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	10,440,471	10,029,560	8,106,008	8,228,855
		補正予算(b)	0	500,000	4,952,000	-
		繰り越し等(c)	2,420,937	△ 186,937	△ 3,237,932	
		合計(a+b+c)	12,861,408	10,342,623	9,820,076	
	執行額(千円)	11,957,656	9,665,336	8,817,403		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)第3部第2章第1節2「自然とのふれあい活動の推進」「自然とのふれあいの場の提供」					

測定指標	1 自然とのふれあい場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			894,798	897,846	886,844	807,909	集計中	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		0	-	1	1	1	3	6
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
-		132,677	127,930	124,925	120,061	集計中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成等によりエコツーリズムを推進した。また、国立公園等における自然とのふれあいの推進を図るため、安全かつ快適に自然を体験できるよう公園利用施設の新設及び老朽化施設の更新や、自然生態系の再生等のための施設の整備を実施した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。
	目標期間終了時点の総括	<p><b>自然とのふれあいの推進に係る各種事業を着実に実施してきたが、国立公園等における公園利用施設の中には老朽化した施設等も数多くあり、引き続き整備を行っていく必要がある。また、エコツーリズム全体構想策定を視野に入れた持続的なエコツーリズムの推進や温泉の保護と適正な利用に関する科学的知見の一層の充実が課題となっている。</b></p> <p>・「自然と共生する社会」の実現に資するよう、今後も国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にす気持ちを育成することを目的とした自然ふれあいメニューの拡充やエコツーリズムの推進を図るとともに、安全で快適な国立公園等における公園施設の整備や温泉の保護と適正な利用を図っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名	堀上 勝 坂本 文雄	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------------------	--------	---------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-26)

施策名	目標5-6東日本大震災からの復旧・復興(自然環境の復旧・復興)				
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動を支援する。				
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 福島第一原子力発電所の半径20km圏内(警戒区域内)に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、保護したペットを動物救護施設において適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	0	1,399,644	2,596,850
		補正予算(b)	699,950	0	
		繰り越し等(c)	-512,684	-200,507	
		合計(a+b+c)	187,266	1,199,137	
	執行額(千円)		147,607	1,065,184	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・自然の景観、豊かな文化「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園(仮称)とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連携をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑥(i)) ・津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))				

測定指標	1 三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンの推進	基準値	実績					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			-	-	-	三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンを策定	三陸復興国立公園の指定	-
		年度ごとの目標値						
	2 陸中海岸国立公園の利用者数(千人)	基準	実績					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			-	-	4,070	458	集計中	-
		年度ごとの目標値						
	3 警戒区域内における被災ペットの保護数 ※警戒区域内における被災ペットの保護活動事業は、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪でペットが野生化したり繁殖し増加したりすることで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目的としているため、定量的な目標は設定できないが、警戒区域内における被災ペットの保護数を参考指標とする。	基準	実績					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	保護数 犬428頭 猫321頭	保護数 犬4頭 猫216頭	-	
年度ごとの目標値								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>&lt;三陸復興国立公園の創設&gt; 平成24年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定し、それに基づき、平成25年5月には三陸復興国立公園を創設するなど、各グリーン復興プロジェクトの推進により、概ね<b>着実に進展している</b>。</p> <p>&lt;国立公園利用拠点等の復旧・復興&gt; 陸中海岸国立公園の利用拠点の一部について、公衆トイレや歩道等を本復旧することにより、供用を再開されるなど、<b>復旧・復興の一助となっている</b>。</p> <p>&lt;警戒区域内における被災ペット保護活動&gt; ・環境省と福島県は協力して被災ペットの保護活動を実施し、保護したペットは、福島県内の動物救護施設で飼養管理を行いながら、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を実施した。また、新たな飼い主への譲渡を推進するため、不妊去勢措置やマイクロチップの装着等を実施した。平成24年度末時点において、犬432頭、猫537頭を保護し、犬374頭、猫243頭の返還・譲渡を行っている。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>&lt;三陸復興国立公園の創設&gt; ・現在<b>まで、着実に事業を実施しているところであるが</b>、引き続き各グリーン復興プロジェクトを推進する必要がある。</p> <p>・平成26年中に南三陸金華山国定公園を編入し、みちのく潮風トレイルの路線決定及び開通を順次行うなど、各グリーン復興プロジェクトを着実に推進する。</p> <p>&lt;国立公園利用拠点等の復旧・復興&gt; ・<b>着実に事業を推進しているところであるが</b>、三陸復興国立公園の利用施設はまだ復旧が不十分な状況にあり、引き続き整備を行っていく必要がある。</p> <p>・三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等において、関係機関等との必要な調整を進めつつ、引き続き被災施設の復旧を推進するとともに、観光地の再生に資する復興のための整備を、準備の整った箇所から順次進めていく。</p> <p>&lt;警戒区域内における被災ペット保護活動&gt; ・<b>着実に成果を挙げているところであるが</b>、引き続き警戒区域内における被災ペットの保護活動等を実施するとともに、動物救護施設での飼養管理を行いながら、飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定する際に、中央環境審議会での5回の議論を経た答申を活用した
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室	作成責任者名	桂川裕樹 坂本文雄 田邊仁	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------------------------	--------	---------------------	----------	---------



目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	406	305	177	247
		補正予算(b)	27,871	0	429	-
		繰り越し等(c)	74,631	0	0	-
		合計(a+b+c)	102,908	305	606	-
	執行額(百万円)	102,833	258	572	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	環境ビジネスの市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		約79	約82	約74	約80	約82	調査中	約50増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	環境ビジネスの雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		約205	約213	約222	約225	約227	調査中	約140増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
-		別紙のとおり					-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	
(間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
	約30/ 約12	51.6/ 29.3	54.6/ 24.7	56.0/ 25.9	59.5/ 24.4	調査中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○世界の潮流の中での経済のグリーン化を見てみると、SRI(環境・社会・ガバナンスの観点から企業を評価し、運用先を選定する投資)の規模は欧州等で残高800兆円を超えており、また融資に関する環境配慮については、世界では赤道原則(融資に際して環境・社会への影響を考慮する原則。2013年7月現在、78機関が署名。)に基づく取組が進められている。我が国ではSRIの規模は欧州等に比べ依然小さく、また、融資の際の環境への配慮についても、赤道原則署名機関が大手都市銀行3行に留まり、一層の促進が必要。</p> <p>○SRI(環境・社会・ガバナンスの観点から企業を評価し、投資先を選定する投資)の規模は、欧米に比べ依然小さい。</p> <p>○平成24年度実施施策までは「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における「2020年までに50兆円超の新規市場の創出、及び140万人の雇用創出」を目標としており、平成23年における環境ビジネスの市場規模及び雇用規模はそれぞれ約82兆円、約227万人と、前年度に比べ増加している状況にある。</p> <p>○事業者による環境情報の開示については、欧州を中心に制度化を進める動きもある中、我が国においては、環境報告ガイドラインの改定など、環境報告書作成の促進のための施策等により、環境報告書作成割合は、上場企業については増加傾向にあるが、非上場企業においては減少傾向にあり、全体では総じて横ばい。</p> <p>○平成23年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を支援し、署名金融機関の拡大を図っている。平成24年度末現在、186機関が署名。</p> <p>○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は81.3%であり、着実に取組率が増加している。民間企業については目標を大きく上回っている。ただし、特に非上場企業でグリーン購入を実施している取組率はここ数年60~70%程度と減少傾向にある。</p>
------------	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○環境報告書については、環境報告ガイドラインの改定などにより、上場企業（特に大企業）については一定の普及が図られているが、非上場・中堅・中小企業などについては更なる普及と有用性の向上を図っていく必要があり、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。</p> <p>○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」については、署名金融機関の拡大が図られるとともに、4つのワーキンググループが形成され、平成24年度は計7回開催されており、おおむね期待どおりの成果が得られた。しかし、地域金融機関の巻き込みが引き続き課題であり、今後とも署名金融機関の間での情報共有を通し、一層活発な活動が行われるよう支援し、環境金融の裾野の拡大を図っていく必要がある。また、こうした原則の取組に加え、平成25年度に創設する「地域低炭素投資促進ファンド」により民間投資を促進し、SRIの取組の拡大を図っていく必要がある。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入実施率は向上しているものの、目標達成に向け、グリーン購入取組ガイドラインの改定等を行いや説明会等を通じて、未実施の地方公共団体や民間企業における普及拡大を図っていくとともに、適切な情報提供方法の改善など更なる普及方策を検討していく必要があり、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。また、更なるグリーン化を目指し、平成24年度に、より高い環境性能に基づく物品調達を調達するためのプレミアム基準策定ガイドラインを策定したところであり、その取組の推進を図っていく必要がある。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年度環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会を開催し、外部有識者の知見を活用した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>測定指標3 環境省「平成24年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査集計結果」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs12.pdf">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs12.pdf</a>) 測定指標3及び4 環境省「平成23年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/h23/gaiyo.pdf">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoo/h23/gaiyo.pdf</a>)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境計画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大熊 一寛 岡谷 重雄</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------------------------------	---------------	------------------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-43)

施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	<p>対策地域内廃棄物の処理については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、国の直轄処理の加速化を図り、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。</p> <p>指定廃棄物の処理については、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保して進めることを目指す。</p> <p>中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	77,224,000	97,139,000
		補正予算(b)	-	46,198,912	10,427,000	
		繰り越し等(c)	-	0	41,885,000	
		合計(a+b+c)	-	46,198,912	129,536,000	
執行額(千円)	-	1,776,000	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	/	施策の進捗状況(実績)	目標
		「対策地域内廃棄物処理計画」に基づき、仮置場等の設置に向けた取組を実施中。一部仮置場については供用開始済み。	- 100
		施策の進捗状況(実績)	目標
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	/	「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」に基づき、最終処分場設置に向けた取組を実施中。	- 100
		施策の進捗状況(実績)	目標
3 中間貯蔵施設の供用開始	/	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	27年 供用開始

※空間線量率が特に高い地域を除く。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域内廃棄物の処理について、仮置場や仮設焼却炉等の設置に向けた取組を行っている。平成25年3月末時点で、南相馬市1箇所、楡葉町1箇所、川内村1箇所の仮置場について供用開始済み。</li> <li>・「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」に基づく、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る取組を行った。</li> <li>・中間処理に関しては、下水汚泥について、福島市堀河町終末処理場と県中浄化センター(郡山市)で減容化事業を進めている。農林業系副産物については、岩手県一関市において、生活ごみと放射性物質を含む牧草と一緒に焼却処理を行う実証事業を実施するとともに、福島県鮫川村において、村内で発生し処理が滞っている稲わら・たい肥等を処理するため、仮設焼却施設の設置を進めている。</li> <li>・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、<b>地元との調整・説明会開催、調査の実施、検討会開催等による技術的検討の実施等</b>、中間貯蔵施設設置に向けた取組を行っているところ。</li> </ul>
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域内廃棄物の処理については、平成24年6月に「対策地域内廃棄物処理計画」を策定したが、目標としている平成26年3月末までの終了が困難であることから、施策の進捗について、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。今後、国の直轄処理の加速化を図り、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする予定。</li> <li>・指定廃棄物の最終処分場候補地の選定については、候補地を示した地元からの強い反対等を受け、その後の説明ができず、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。このような状況を受け、<b>政権交代を機に</b>これまでの取組経緯について検証を行った結果、地域の実情や意向を重視する新たなプロセスに改めることとした。今後とも、市町村長会議における意見交換や有識者会議における検討等を通じて、自治体との意見交換を重視しながら、丁寧に手順を踏みつつ、着実に前進できるよう取り組んでいく。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	・最終処分場等の安全性の確保に関する考え方から選定手順に基づいて実施する詳細調査の方法、その結果の評価も含めた一連の作業について評価を頂くため、学識経験者で構成される指定廃棄物等有識者会議を設置。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2  
(環境省24-45)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ検査の実施を支援する。				
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	-	-	1,900,250	1,400,250
	補正予算(b)	-	-	0	0
	繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針				

測定指標	進捗状況(実績)	施策の進捗状況(実績)					目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況		-	-	-	-	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発	被ばく線量評価システム開発
健康影響に関する調査研究の実施		施策の進捗状況(実績)					目標年度
		甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況を公表した。					-
安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標年度
		放射線に関する統一的基础資料を作成した。また、講師の育成研修(3回73名)、保健医療福祉関係者、教育関係者への研修(30回1565名)、車座集会(9回85名)、専門家意見交換会(4回111名)を実施した。					-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○事故初期の甲状腺被ばく線量について開発した手法により推計を行い、福島県内においては比較的高い地域でも90パーセント以下で30mSv程度(甲状腺等価線量)という結果が得られた。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)や国際放射線防護委員会(ICRP)等の国際機関に所属する専門家が参加する国際シンポジウムを2回開催した。</p> <p>○甲状腺の有所見率調査を福島県外3県で行い、福島県での有所見率と同程度の結果が得られたことを公表した。</p> <p>○安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的基础資料を作成するとともに、保健医療従事者、学校関係者等に研修を行う講師を育成し、放射線に関する研修を実施した。さらに住民参加型の集会のプログラムの開発を行い、実地した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法が制定され、7月13日に基本方針が定められた。この中で放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進が求められている。</p> <p>福島県民健康管理調査の前提となる調査研究事業を実施し、以下のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施することとしている。</p> <p>○内部被ばく線量の推計については、多くの不確かさ要因があり更なる検証が必要とされている。</p> <p>○甲状腺の有所見率調査については、福島県との比較データが得られたことから、当初の目的は達成された。</p> <p>○安心・リスクコミュニケーション事業については、科学的知見の充実を図りながら統一的基础資料を関係者に配布して検証を行うとともに、研修対象者に応じた研修内容を考慮して実施する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名	桐生康生	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------	--------	------	----------	---------